

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国保税が減免になる可能性があります。

【国保税の減免の対象となる方】

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

↓国保税を全額免除

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

↓国保税の一部を減額

・具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、いずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込であること

- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

- (3) 収入減少が見込まれる所得以外の所得について、前年の合計所得が400万円以下であること

申請にあたっては、右記を証明

する書類（給与明細、事業帳簿など）が必要になります。

※詳細につきましては、役場ホームページもしくは税務課にお問合せください。

▼問

税務課 課税グループ

☎ 62・8127

令和2年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて加入者（被保険者）がお金（国保税）を出し合って医療費などにあてる「助け合いの医療保険制度」です。平成30年度から市町村単独での保険者から県と町がともに保険者となり運営することになりました。財政は、今までと変わらず、加入者皆さんの保険税や県からの補助金を財源に運営しています。

なお、国保税の納税通知書は世帯主宛に7月中旬に送付されます。世帯主が国保に加入していない場合（社会保険や後期高齢者医療）でも世帯主宛に納税通知書が送付されます。

《国保税の計算のしかた》

国保税は、加入者全員に賦課する医療保険分・後期高齢者支援分と、40歳

から64歳までの方に賦課する介護納付金分の3区分からなり、それぞれの区分ごとに所得割・均等割・平等割を合計して算出しています。また、年度途中で資格の異動があった方については月割りで計算します。

◆令和2年度の国保税率

今年度の国保税率については、昨年度と同率に据え置くこととなります。また、医療分の課税限度額は、法改正に伴い、引き上げとなります。

国保税の項目		医療分 (加入者全員)	後期高齢分 (加入者全員)	介護分 (40～64歳)
1 所得割	加入者の所得に応じて計算	6.23%	2.66%	1.92%
2 均等割	被保険者1人当たりの金額	年額20,300円	年額8,600円	年額8,100円
3 平等割	1世帯当たりの金額	年額14,500円	年額6,100円	年額3,700円
課税限度額	年税額の課税最高額(年額)	63万円(61万円)	19万円	17万円(16万円)

※ () 内の数字は前年度の金額です。

◆低所得者に対する軽減

世帯主及び被保険者の令和元年度の所得の合計が下記の判定所得以下の場合、均等割及び平等割が軽減（2割・5割・7割）されます。（申請は不要ですが、申告をしている必要があります。）

なお、法改正に伴い、軽減判定所得の範囲が拡大されました。

軽減割合	令和2年度 軽減判定所得(改正後)	令和元年度 軽減判定所得(改正前)
7割軽減	330,000円以下	330,000円以下
5割軽減	330,000円+ (285,000円×被保険者数) 以下	330,000円+ (280,000円×被保険者数) 以下
2割軽減	330,000円+ (520,000円×被保険者数) 以下	330,000円+ (510,000円×被保険者数) 以下

◆納付は口座振替が便利です！

東邦銀行・福島さくら農協・郡山信用金庫・ゆうちょ銀行・福島銀行・大東銀行・東北労働金庫のいずれかの口座から引き落としが可能です。新たに希望する場合は各銀行又は役場にて申込みが必要です。